

発議第2号

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する
規則の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を次の
とおり制定する。

平成28年11月22日

提出者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 富士谷 英正

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 久保 久良

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14章 議員の派遣（第99条）

第15章 補則（第100条）」を

「第14章 全員協議会（第99条）

第15章 議員の派遣（第100条）

第16章 補則（第101条）」に改める。

第100条を第101条とする。

第15章を第16章とする。

第99条を第100条とする。

第14章を第15章とし、第13章の次に次の1章を加える。

第14章 全員協議会

（全員協議会）

第99条 法第100条第12項の規定により議会の運営に関し協議又は調整を行う場として、全員協議会を設ける。

- 2 全員協議会は、議員全員で構成し、議長が招集する。
- 3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。